

# 熊本市豪雨災害 一日も早い復旧を！

12日未明から熊本市を襲った豪雨。中心部を流れる白川が氾濫し、龍田1丁目、龍田陳内4丁目では、多くの住民が、住宅の損壊、浸水被害などを受けました。

被害は、渡鹿、本荘、植木など市内各地で発生しています。

災害発生後、特に被害の大きかった龍田地域に市議団も入り、実態を調査するとともに、住民からの要望を聞き取りました。

住民からは「泥をかき出す人員が必要」との声のほか、「スコップなど道具そのものが不足している」、「狭い道路



に運搬車両、工事車両、市や消防関係車両、心配をして見に来た方の車両など車で道がふさがれ、復旧作業が困難となった」等の声が寄せられました。また、住居支援や衛生面の管理などの声が寄せられました。

## 住民からの要望を県と市に要請

14日、共産党市議団は、松岡とおる県議、山部ひろし青年雇用対策責任



者らとともに、寄せられた声を県と市に届けました。

泥のかき出しへの人的支援、道具の調達、ライフライン（電気）の早急な復旧、衛生面での対策、市税や国保料などの減免制度の周知と一カ所で総合的に対応する窓口の開設、効率的な復旧作業に向けた交通規制の実施などを要望しました。

## 共産党 赤嶺せいけん衆院議員ら国会調査団も現地へ

17日には、赤嶺政賢衆院議員をはじめ、仁比そうへい前参院議員、田村貴昭九州沖縄ブロック事務所長ら国会調査団も現地を調査。被災地のお見舞いとともによ望の聞き取りを行いました。住民からは「河川改修など治水対策」「住宅再建への公的支援」等の要望が出されました。赤嶺議員は「東日本大震災と同様に、一人ひとりが抱えている悩みや困難は一緒。被災者の立場にたっ

た支援を進める必要がある」と述べました。今後、国会とも連携をしながら復旧の取り組みや水害対策を進めていく決意です。



赤嶺衆院議員、松岡県議、市議団等日本共産党調査団一行

## お困りのこと・ご要望があればなんでもお寄せください

被害の状況などにより被災者の方々が持っている要望や悩みは様々です。床下の泥出しや消毒など衛生面、住居の確保、各種減免制度など、お困り事やご要望があれば、何でもお寄せください。

【控室から】 益田牧子  
国民の苦難軽減に90年

7月12日、熊本市を襲った豪雨による甚大な被害、お見舞い申しあげます。多くのボランティアの方々が被災地に駆け付け、泥だし片付けに汗を流しておられ、頭が下がります。日本共産党も、国会議員団、松岡県議と共に、市議団も被災地調査をもとに、国・県・市への申し入れ活動等を行いました。日本共産党は災害の最中、7月15日で90年の歴史を刻みました。立党の精神は、「国民の苦難軽減」です。東日本大震災支援では、日本共産党を通して寄せられた救援募金は、自民党や公明党を追い越し10億円を突破しました。また、多くのボランティアが全国から馳せ参りました。日本共産党の姿に接し、被災地では、入党者が相次ぎ、石巻市での入党歓迎会には、市田書記局長が駆けつけお祝いを述べました。大好きな言葉として、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」が紹介されています。私も、今年で入党40年、市議25年を迎えました。全国の皆さんと連帯し、世のため、人のため…微力ですが、力を尽くす決意です。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟 ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

NO. 809

2012年7月22日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

## 7.12 豪雨災害、被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げます 住宅再建・生活再建の水害被災者のための支援制度の活用を！

制度を活用するには、罹災証明書の交付を受けておくことが大事です

(発行窓口)

- 1、各区役所福祉課及び総合出張所
  - 2、臨時窓口～7月17日～27日、土日也可
- \* 龍田出張所 (☎338-2231)  
\* 陣内前原公園内の対策本部 (☎なし)



### 各種の支援制度があります

- ◎災害見舞金の支給 ◎災害援護資金の貸付
- ◎寝具その他生活必需品の支給：家屋の被災状況、世帯数により支給基準が異なる ◎畳替費用の支給  
(以上 健康福祉政策課☎ 328-2340)
- ◎就学援助制度：対象は災害で被害を受け、経済的に困窮な家庭（申し込みは各学校、教育委員会）
- ◎市内中小企業向け融資制度（産業政策課☎ 328-2375）
- ◎家屋全壊・半壊された方への住宅の提供（住宅課☎ 328-2461、龍田出張所、北区役所）

### 各種の減免制度があります(主なもの)

◎上下水道料の減免（料金課☎ 361-5400）

\*対象者

- 1、給水装置の破損による漏水
  - 2、床下浸水または家屋半壊以上の罹災世帯、調査により床下浸水の状況が確認できた世帯、避難所
- \*減額内容～罹災に伴う水道使用量増加分の上下水道料金（前年同期使用水量を超える水量等を基に算定）

◎市税（市民税、固定資産税）の減免制度  
(市課税管理課☎ 328-2195、区役所税務課)

\* 龍田出張所に特設窓口が設置されます

◎国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料・利用料、年金保険料、保育料などの減免制度

\*窓口：各区役所・出張所担当課、市役所担当課

北区役所☎ 272-1111、東区役所☎ 367-9111

西区役所☎ 329-1111、中央区役所☎ 328-2555

■被災地の皆様には、詳細を記載したものを後日改めて配布致します。